

## 物価高騰対応型

# 事業者向け省エネ設備更新事業 補助金のお知らせ

県では、原油価格や物価の高止まりの影響を緩和するため、県内の事業者の皆様を対象に省エネ設備の更新等に係る補助を行うこととし、以下により募集を行います。

## 1 補助対象者 県内に事業所があり事業活動を行っている者

- (1)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条で定められる**小規模事業者**
- (2)中小企業支援法第2条第1項に定められる**中小企業者**
- (3)中小企業団体の組織に関する法律第3条で定められる**中小企業団体**（事業協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会）、商店街振興組合法第2条に定める**商店街振興組合及び連合会**、生活衛生関係営業の運営の適正化法及び振興に関する法律第3条に定める**生活衛生同業組合及び連合会**
- (4)(1)～(3)のほか県内に事業所を置き事業活動を行う者で、**その他知事が定める者**

### その他知事が定める者

一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人、その他これらに類するもの

## 2 補助対象経費 現在使用している設備と比較してエネルギー消費量の減少が一定程度見込まれる設備更新及びBEMS構築

### 対象設備

- 高効率照明（LED照明）
  - 空調設備
  - 電気冷蔵庫、電気冷凍庫
  - BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）
- 現在使用している設備の更新に限ります。

## 3 補助率等

対象施設の所在地	補助率	補助金額の上限
県内	1/2以内	80万円

※消費税及び地方消費税は補助対象経費から除く。

## 4 募集期間 令和6年3月29日(金)まで(17:00必着)

- 物価高騰対応型事業者向け省エネ設備更新事業補助金申請書（様式）に必要事項を記入し、添付資料とともに、かんたん申請・申込システムにより申請してください。  
※詳細は経営金融課ホームページよりご確認をお願いします。

## 5 補助事業の流れ



福島県の地球環境保全のキャラクター「エコたん」

福島県商工労働部経営金融課

電話：024-521-7288 FAX：024-521-7931

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

E-mail: keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp

問い合わせ先

HP 福島県 物価高騰 省エネ補助金

検索